

ID: 111

担当部署: 町民生活課

処分の概要	管理料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町墓地条例 第13条		
例規番号	昭和50年条例第14号		
【基準】			
第13条の規定による。 (管理料)			
第13条 使用者は、墓地の通路側溝等の清掃管理に要する経費として年1,890円の管理料を納入しなければならない。			
2 前項の管理料徴収基準日は4月1日とし、納期は、6月1日から6月30日までとする。ただし、基準日以降に使用許可を受けた者には、その許可を受けた月から月割で町長が別に指定する期日までに納入しなければならない。			
3 墓地の返還があったときは、その返還があった前月分までを月割で徴収し、またすでに納入があったときは、その月以降分を還付する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日